

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

- 埼玉県希少野生動物植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課） 二
- 埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（こども安全課） 三
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課） 三
- 学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則（教職員課） 三
- 通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則（総務給与課） 四
- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課） 五
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課） 五
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に

関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課） 五

○埼玉県選挙管理委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する訓令（選管委） 六

○埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令（監査第一課） 六

○埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務給与課） 七

○埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（経営管理課） 七

○埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程（ ） 八

○埼玉県病院長事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（ ） 八

○使用済みパーソナルコンピューターの売払いに関する一般競争入

九 札公告（システム調整課）

○情報通信の技術を利用して行う
手続等に関する告示（電子サービス推進室） 一〇

○県有地の売却に関する入札公告（管財課） 一〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
国後の自立の支援に関する法律
による医療機関及び施術者の指定（社会福祉課） 一一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
国後の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更の届出（ ） 一三

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
国後の自立の支援に関する法律
による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出（ ） 一三

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
国後の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定（ ） 一四

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
国後の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課） 一六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
国後の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の休止の届出（ ） 一七

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
国後の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止の届出（ ） 一七

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
国後の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止の届出（ ） 一七

○生活保護法第十五条の医師の指定（障害者福祉課） 一八

○身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の変更届出（ ） 一九

○身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の辞退（ ） 一九

○大規模小売店舗の廃止に関する告示（商業支援課） 二二

- 等意見の公示 (商業支援課) 二五
- 北武蔵用水土地改良区の役員就退任届 (大里農林) 二六
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員退任届 (春日部農林) 二六
- 保管工作物の返還に係る公告 (さいたま県土) 二七
- " " (" ") 二七
- " " (" ") 二八
- " " (" ") 二八
- " " (" ") 二八
- " " (" ") 二九
- " " (" ") 二九
- " " (" ") 二九
- 県道今泉東松山線の区域の変更 (東松山県土) 三〇
- 県道小八林久保田下青鳥線の区域の変更 (" ") 三二
- 建築協定 (本庄県土) 三二
- 開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 三二
- 小児医療センター全身用コンピュータ断層装置(X線CT装置)一式の購入に関する契約の相手方等の公示(経営管理課) 三二
- 埼玉県教育委員会定例会の招集

規則

- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選管委) 三二
- 政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (" ") 三二
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 (" ") 三三
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 (" ") 三五
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 (" ") 四一
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (" ") 四一
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (" ") 四二
- 政治資金規正法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示 (" ") 四二

埼玉県規則第五百号

埼玉県希少野生動物植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県希少野生動物植物の種の保護に関する条例施行規則(平成十二年埼玉県規則第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条第二項」の下に「(同条第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号中「指定する」を「指定し、又は指定を解除する」に改め、同条第二号中「指定」の下に「又は指定の解除」を加える。

第五条第四号ト中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号レ中「仮指定された史跡名勝天然記念物」の下に「、同法第三百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観」を加える。

第六条第二号中「国立又は公立の大学」を「公立の大学(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。)」に改め、同条第三号中「第五号第三号イ」を「前条第三号イ」に改め、同条第四号中「第五号第四号イ」を「前条第四号イ」に改める。

第十七条第一号二中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同号ヲ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第三号ト中「国立又は」を削り、同条第十号ロ中「第二十二条の十一第一号」を「第二十二条の十一第一項第一号」に改め、同号チ中「仮指定された史跡名勝天然記念物」の下に「、同法第三百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観」を加え、「史跡名勝天然記念物」を「県指定史跡名勝天然記念物」に改め、同号中ヲをワとし、リからルまでをヌからヲまでとし、チの次に次のように加える。

リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

第二十一条第一号へ中「郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律)を「郵便局株式会社」の営業所(郵便窓口業務の委託等に関する法律)に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「委託事務」を「再委託業務」に改め、同条第六号イ中「第十七条第十号リからヲまで」を「第十七条第十号ヌからワまで」に改める。

第二十四条第二項第二号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第二十六条第一項第一号ハ(6)中「仮指定」の下に「、同法第三百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定」を加え、同項第二号ハ(4)を削り、(5)を(4)とし、

埼玉県希少野生動物植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

同号ホ(2)中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同号ホ(3)中「仮指定」の下に「、同法第三百三十四条第一項の規定による重要な景観の選定」を加え、同条第二項第二号ハ中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同号ニ中「仮指定」の下に「、同法第三百三十四条第一項の規定による重要な景観の選定」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県規則第六号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和四十六年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 埼玉県議会事務局の職員の項を削り、同表埼玉県教育局の職員、学校その他の県が設置する教育機関の職員及び市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の職員の項中「埼玉県教育局の職員、学校その他の県が設置する教育機関の職員及び」を「埼玉県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員並びに」に改め、同表埼玉県監査事務局の職員の項から埼玉県労働委員会事務局の職員の項までを削る。

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 高 橋 史 朗

埼玉県教育委員会規則第三十六号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則(昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第四号中「児童手当法」の下に「(昭和四十六年法律第七十三号)」を加え、同条第五号中「教育関係職員」を「学校職員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 高 橋 史 朗

埼玉県教育委員会規則第三十七号

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「学校職員」の下に「次条第三項括弧書きを除き、」を加える。

第三条に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、第一項の通勤の実情を総務事務システム(職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。)により届け出たときは、職員は、前二項の規定による届出をしたものとみなす。

第四条中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第十一条の二第一項及び第十二条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

(学校職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、添付すべき書類を任命権者に提出するとともに、同項の居住の実情、住宅の所有関係等を総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第三項において同じ。）により届け出たときは、学校職員は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

第七条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第一項の規定による住居手当の月額決定又は改定に係る事項を総務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

（学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正）

第三条 学校職員の扶養手当に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の届出に係る事項を総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第三項において同じ。）により届け出たときは、学校職員は、前項の届出をしたものとみなす。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第一項の規定により認定した学校職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を総務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

第五条中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則七―八八七

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第一条 通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「異動した場合」の下に「（人事委員会が定める場合を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、第一項の通勤の実情を総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。）により届け出たときは、職員は、前二項の規定による届出をしたものとみなす。

第四条中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第十一条の二第一項及び第十二条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

（住居手当に関する規則の一部改正）

第二条 住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、添付すべき書類を任命権者に提出するとともに、同項の居住の実情、住宅の所有関係等を総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第三項において同じ。）により届け出たときは、職員は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

第七条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第一項の規定による住居手当の月額決定又は改定に係る事項を総務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

（扶養手当に関する規則の一部改正）

第三条 扶養手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―四九一）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の届出に係る事項を総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第三項において同じ。）により届け出たときは、職員は、前項

の届出をしたものとみなす。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第一項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を総務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

第五条中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。



職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則二二—一〇九

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(埼玉県人事委員会規則二二—二)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第三十号

本 庁
地 域 機 関
埼玉県労働委員会事務局
埼玉県取用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程(昭和四十二年埼玉県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

様式第十七号の四中「密」を「密」に改め、同様式の備考3中「密」を「密」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年一月五日から施行する。



埼玉県教育委員会教育長訓令第七号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 島村 和男

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程(昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一委任事務の欄中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第十八号までを四号ずつ繰り上げる。

別表第一専決事項の欄中第七号から第十三号までを削り、第十四号を第七号とし、第十五号から第十七号までを七号ずつ繰り上げる。

別表第三第一号教育長決裁事項の欄1中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改め、同号部長専決事項の欄2中「第六十条第五項」を「第六十条第七項」に改める。

別表第四教育総務部の表総務課の項第三号事務の種類欄中「教育局職員」を「教育局等の職員」に改める。

別表第四市町村支援部の表小中学校人事課の項第四号部長専決事項の欄1中「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に、「同法」を「地教法」に改める。

六十号第三項」を「第六十条第五項」に、「同法」を「地教法」に改める。

附 則
この訓令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、別表第三、別表第四教育総務部の表総務課の項及び別表第四市町村支援部の表小中学校人事課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県選挙管理委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

埼玉県選挙管理委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年十二月二十六日
埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県選挙管理委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する訓令
埼玉県選挙管理委員会事務専決及び代決規程(昭和五十一年埼玉県選挙訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号委員長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、4から10までを3から9までとし、同表第二号書記長専決事項の欄2中「書記長」を「職員」に改め、同欄3中「及び主幹」を削り、同欄6中「雇用期間が一月をこえる」を削り、同欄9中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄12中「及び主幹」を削り、同号副書記長及び主幹専決事項の欄2を削り、同欄3中「及び主幹」を削り、同欄中3を2とし、4を3とし、5を4とし、6から9までを削り、10を5とし、11を6とし、12を7とし、同欄13中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄中13を8とし、14を9とし、15を10とし、16を削り、同欄17中「及び主幹」を削り、同欄17を同欄11とする。

附 則

この訓令は、平成二十一年一月一日から施行する。

埼玉県監査委員 訓令第一号
埼玉県代表監査委員

埼玉県監査事務局

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年十二月二十六日

埼玉県監査委員 春日 敏彦
埼玉県監査委員 米田 正巳
埼玉県監査委員 樋口 邦利
埼玉県監査委員 小島 信昭

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令
埼玉県代表監査委員 春日 敏彦

別表第一第二号事務局長専決事項の欄10中「第二条又は第三条」を「第二条第三項(第三条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄中16を19とし、13から15までを16から18までとし、同欄12中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄12を15とし、11の次に次のように加える。

12 育児休業法第十条第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、副事務局長、課長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。
13 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。
14 育児休業法第十七条の規定に基づき、副事務局長、課長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

別表第二課長共通専決事項の欄10中「第九条」を「第十九条」に改め、同表監査第一課長専決事項の欄中7から11までを削り、同欄12中「第二条又は第三条」を「第二条第三項(第三条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄12を同欄7とし、同欄13中「12」を「7」に改め、同欄13を同欄8とし、同欄8の次に次のように加える。

9 育児休業法第十条第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、事務局職員(事務局長、副事務局長、課長を除く。)の育児

短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

10 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。

11 育児休業法第十七条の規定に基づき、事務局職員(事務局長、副事務局長、課長を除く。)の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

別表第二監査第一課長専決事項の欄14を同欄12とする。

附則

この訓令は、平成二十一年一月一日から施行する。

埼玉県人事委員会訓令第4号

埼玉県人事委員会事務局長 香川 實

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程(昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

(専決の報告)

第十条 専決した者は、当該専決した事項が次の各号のいずれかに該当するとき
は、人事委員会又は上司に報告しなければならない。

一 専決事項のうちあらかじめ人事委員会又は上司が指定したもの

二 人事委員会又は上司から報告を求められたもの

三 前二号に掲げるもののほか、専決した者が必要があると認めたもの
別表第二の四 事務局職員の服務等に関する事務の項事務局専決事項の欄13中
「第二条又は第三条」を「第二条第三項(第三条第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

別表第四 総務給与課長専決事項の欄16中「第二条又は第三条」を「第二条第三項(第三条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄中1から11までを削り、12から21までを1から10までとする。

附則

この訓令は平成二十一年一月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

(埼玉県病院局職員給与規程の一部改正)

第一条 埼玉県病院局職員給与規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号を次のように改める。

一 前項第一号の業務 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 六千八百円

ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

(1) 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円

(2) 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円

(3) 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円

附則に次の一項を加える。

6 別表第九の職の欄に掲げる職のうち区分が一種とされている職にある職員
の管理職手当の月額額は、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日
までの間は、第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による
管理職手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生
じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(埼玉県病院局職員給与規程の一部改正)

第二条 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成十九年埼玉県病院
事業管理規程第十四号。以下「平成十九年改正規程」という。)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第三項中「附則第五項において「改正前の給与規程」という。）」を「(附則第五項及び第七項において「改正前の給与規程」という。）」に改める。

附則第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の平成十九年改正規程の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

埼玉県病院事業管理規程第十一号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 課においては、次の事務を所掌する。

一 一局の事務の企画、調整及び効率化に関すること。

二 議会に関すること。

三 文書及び公印の管理に関すること。

四 法規審査に関すること。

五 広聴及び広報に関すること。

六 物品に関する事務の統括に関すること。

七 物品の調達に関すること。

八 病院事業管理者(以下「管理者」という。)の秘書事務に関すること。

九 局長の庶務に関すること。

十 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)に基づき職員の児童手当に関すること。

十一 課に属しない職に係る庶務、その他局内の連絡調整に関すること。

十二 組織、定数及び職務権限に関すること。

十三 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限、懲戒、服務、研修、福利厚生及びその他の身分取扱いに関すること。

十四 労働協約その他労働関係に関すること。

十五 職員(本庁の職員に限る。)の厚生福利及び衛生管理に関すること。

十六 位勲、褒賞及び表彰に関すること。

十七 県立病院等に係る施設の整備に関すること。

十八 予算及び経理事務の総括に関すること。

十九 資産に関する事務の統括に関すること。

二十 決算の調製に関すること。

二十一 業務状況の公表に関すること。

二十二 資金管理、資金運用及び支払に関すること。

二十三 監査、検査に関すること。

二十四 出納取扱金融機関に関すること。

二十五 県立病院等の電子計算事務の企画、開発及び管理に関すること。

二十六 前各号に掲げるものを除くほか、県立病院等の管理に関すること。

附則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第十二号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一経営管理課長入札企画室長病院の長の項中「病院の長」を削る。

別表第三専決事項の欄中13から19までを削り、20を13とし、21から25までを7ずつ繰り上げ、同欄26中「第三十八号」を「第三十号」に改め、同欄中26を19とし、

27から38までを7ずつ繰り上げ、同欄39中「第六十六号」を「第六十二号」に改め、

回欄中39を32とし、40から39までをすべて繰り上げらる。

附 則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第十七百五十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十二月二十六日

埼玉県知事 上田 繁 臣

1 入札内容

- (1) 件名及び数量
使用済みパーソナルコンピュータの売払い 一式
- (2) 売払い案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行場所
埼玉県企画財政部システム調整課長が指定する場所
- (4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき「物品の買受け」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム調整課ネットワーク担当 竹内 友真、京谷 陽一 電話048-830-2282(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁第二庁舎10階地域衛星通信スタジオ

イ 日時

平成21年1月6日(火) 午後1時30分

- (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁第二庁舎10階地域衛星通信スタジオ

イ 日時

平成21年1月23日(金) 午前10時

- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム調整課ネットワーク担当

イ 受領期限

平成21年1月22日(木) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

エ その他

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項第1号、第2号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年1月14日（水）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条に基づいて定められた予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売払い物品の引渡し

売払い物品は、契約締結後に埼玉県が発行する納入通知書兼領収書により売払い代金を納入した後、所定の場所で現状のまま引き渡す。なお、引渡しに係る費用は、すべて買受人の負担とする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第七百五十一号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	条 項
児童手当法施行規則（昭和四十六年九月四日厚生省令第三十三号）	第一条第一項及び第三項、第二条第一項、第三条、第四条第一項、第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十五条、第十六条、第十七条
埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに關する規則（昭和四十六年十二月十五日規則第九十号）	第三条

埼玉県告示第七百五十二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 入札内容

イ 件名

土地の売却

ロ 物件の表示

物件番号 六十八

所 在	加須市諏訪一丁目一七番一〇	地目	宅地	地積(平方メートル)	七〇八・八九
-----	---------------	----	----	------------	--------

所 在	飯能市大字笠縫字新堀一九一番五 (飯能都市計画事業笠縫土地区画整理事業 施行地内の仮換地一五二街区一八画地)	地目	宅地	地積(平方メートル)	二三五・八五
-----	--	----	----	------------	--------

物件番号 六十九

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県総務部管財課公有財産担当 清水、若林
電話〇四八―八三〇―二五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十一年一月十四日(水)から同月二〇日(火)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

埼玉県告示第七百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

(一) 物件番号六十八

平成二十一年一月二十三日(金) 午前十時三十分から

(二) 物件番号六十九

平成二十一年一月二十三日(金) 午前十一時三十分から

各締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 衛生会館三階三〇五会議

室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

指定医療機関

名 称	開設者名	所在地	指定年月日
江南診療療所	高木博	熊谷市野原一三五―一	平成二十年十月八日
三宅耳鼻咽喉科	医療法人社団ふたば会	川口市本町四―四―一六リビオアクシスプレイス三〇二号室	平成二十年十一月十二日
東浦和内科外科クリニック	水谷剛	川口市柳崎四―二八―三三	平成二十年十一月十三日
医療法人社団徳律会 やじま耳鼻咽喉科	医療法人社団徳律会	川口市栄町一―二―二二シテイデュオタワー川口二〇六	平成二十年十一月一日
久我クリニック	医療法人久我クリニク	所沢市東町二―三―三八	平成二十年十一月六日
サンククリニク	鎌田慶三	東松山市西本宿三七三―五	平成二十年十一月一日
そうか在宅診療所	井出弓子	草加市高砂一―六―二八 イトーピア草加マンション一〇五	平成二十年十一月一日
いけもと耳鼻咽喉科クリニック	池本毅	草加市氷川町八二一草加メディカルプラザ	平成二十年十二月一日
高橋医院	南條圭子	北葛飾郡鷺宮町上内一七四六	平成二十年十二月一日
川口元郷歯科医院	医療法人宗和会	川口市本町二―二―三一	平成十八年五月一日
医療法人安田歯科 安田歯科医院	医療法人安田歯科	秩父市黒谷一〇六三	平成二十年十一月一日
リオン歯科医院	池浦隆	越谷市千間台西三―一―二〇春田ビルF	平成二十年十二月一日
ラビット歯科	医療法人社団立靖会	戸田市新曽二九二―四	平成二十年十一月一日
みずの歯科医院	水野明	志木市本町一―六―一 老番館一階	平成二十年十二月一日
みずほ台ファミリ―歯科	石原大輔	富士見市東みずほ台二―二九―四―F	平成二十年十一月二十五日
由良歯科医院	庄司昌生	日高市高萩東一―二―一	平成二十年六月一日
大島歯科医院	渥美秀文	大里郡寄居町寄居一三六四	平成二十年十一月一日
渡辺歯科医院	渡辺和志	北埼玉郡騎西町牛重四四八―一	平成二十年十一月二十五日
サンドラッグラガーデン川口薬局	株式会社サンドラッグ	川口市宮町一八―九ラガーデン川口一階一〇三〇	平成二十年十一月二十六日
いぶき薬局	株式会社アイモフアーマシー	所沢市北野三―二六―二二	平成二十年十二月一日
かすが薬局	株式会社アイファーマシー	上尾市春日二―二四―一	平成二十年十一月二十一日
チューリップ薬局東越谷店	株式会社セキ薬品	越谷市東越谷一〇―四八―一	平成二十年十二月一日
カレン薬局鷺宮店	株式会社NHFコンサルティング	北葛飾郡鷺宮町鷺宮四―五―二二	平成二十年十一月一日

二 指定施術者

氏名	住所	施設		所在地	指定年月日
		名称	所在地		
岩上 徹也		いわかみ整形外科	熊谷市本石一―一二六	平成二十年十一月二十二日	
杉山 正和		正和 整形外科	蕨市塚越二―四―一三 サイトウビル一F	平成二十年十一月十一日	
高橋 洋介		さくら接骨院	越谷市袋山二三三―一	平成二十年十一月六日	
茂木 達夫		羽生中央接骨院	羽生市中央二―一四―二五	平成二十年十一月一日	
伊藤 崇行		いとう 接骨院	朝霞市仲町二―三―二四	平成二十年十月三十日	
平家 宏一		クリアサイト鳩ヶ谷接骨院	鳩ヶ谷市南四―一六ペンタエマーブル二―B	平成二十年十一月五日	
大塚 かおる		長瀬 接骨院	入間郡毛呂山町中央三―一五―七	平成二十年十月一日	
萩野 茂		株式会社東京在宅サービス	東京都新宿区新宿一―五―四 YKBマイクガーデン二〇一	平成二十年十月八日	
渡邊 俊幸		株式会社東京在宅サービス	東京都新宿区新宿一―五―四 YKBマイクガーデン二〇一	平成二十年十一月十七日	

埼玉県告示第七百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

氏名	変更事項	変更前	変更後
医療法人柏成会 青木病院	所在地	本庄市下野堂二五九―一二七	本庄市下野堂一―一三―一五
木村歯科医院	所在地	本庄市下野堂四一五―一五	本庄市下野堂一―一三―一五

埼玉県告示第七百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

埼玉県告示第七百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	休止年月日
久我クリニック	所沢市日吉町八―一一	平成二十年十一月六日

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
順生会病院	春日部市大場二〇〇一	平成二十年九月十九日
川口元郷歯科医院	川口市本町二一七―二五ダイエー川口店一F	平成十八年三月三十一日
ドラッグニシワキ	久喜市東一―二一五	平成二十年十月四日
久喜駅前薬局	北葛飾郡鷺宮町鷺宮四一五―二二	平成二十年十月三十一日
鷺宮薬局	戸田市新曾二二九―二四	平成二十年十月三十一日
ラビット歯科	川口市川口五―一―二二	平成二十年十一月二十五日
株式会社肆泉	川口市栄町一―二―二二 シティデュオタワー川口二階二〇六号室	平成二十年十月三十一日
ベール薬局	戸田市新曾九八三	平成二十年九月三十日
やじま耳鼻咽喉科	春日部市上吉妻二六四	平成二十年十一月十九日
さくら草薬局		
内田医院		

二 指定施術者

由良歯科医院	日高市高萩二二三八	平成二十年六月一日
むさしの病院	深谷市東方鬼林三三四九―二	平成二十年十一月十七日
大島歯科医院	大里郡寄居町寄居一三六四	平成二十年十月三十一日
石川医院	春日部市備後西五―四―三八	平成二十年十一月七日
八潮内科整形外科	八潮市南後谷八六五	平成二十年十月一日
東狭山ヶ丘辻本	所沢市東狭山ヶ丘四―二六九六	平成二十年九月三十日
クリニック	―	
有限会社	飯能市仲町二一六	平成二十年十二月一日
飯能薬局		
松葉診療所	所沢市松葉町一八―一〇	平成二十年十一月三十日

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
小林敬和		タンタン整骨院	草加市谷塚町一三五七	平成二十年八月二十九日

埼玉県告示第七百五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。
平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
むさしクリニック泌尿器科内科	所沢市北秋津八五五―一	大 医療法人社団立靖会 忍	居宅療養管理指導	平成二十年九月一日
ラビット歯科	戸田市新曾一二九二―四	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	平成二十年十一月一日

大島 菌科 医院	大里郡寄居町寄居一三六四	渥美 秀文	居宅療養管理指導	平成二十年十一月一日
由良 菌科 医院	日高市高萩東一―二―一	庄 司 昌 生	介護予防居宅療養管理指導	平成二十年六月一日
あい 薬局 谷原 店	春日部市谷原一―二六―二JKヒルズI	株式会社富士薬品	居宅療養管理指導	平成二十年十一月七日
あ さ が お 菖 蒲	南埼玉郡菖蒲町下栢間二三六二	株式会社ウイズネット	介護予防居宅療養管理指導	平成二十年十一月十日
あずみ苑 グランデ花咲の丘	上尾市原市二二八―一	株式会社レオパレス21	居宅介護支援	平成二十年十一月一日
デ イ リ ハ く る み	上尾市上野四五―一	医療法人博溟会	通所介護	平成二十年十二月一日
リハビリデイサービス nagomi 草加店	草加市西町七六〇―二	株式会社藤井商事	介護予防通所介護	平成二十年十二月一日
け あ ビ ジ ョ ン 戸 田	戸田市下前一―一五―一三	株式会社ビジュアルビジョン	訪問介護	平成二十年十一月二十八日
デ イ サ ー ビ ス ふ る さ と	鳩ヶ谷市南七―三二―一	株式会社ふるさと	介護予防訪問介護	平成二十年十一月十四日
ユニマツトケアセンター朝霞	朝霞市溝沼一〇五〇―一	株式会社ユニマツトケアサポート	介護予防通所介護	平成二十年十月一日
くわのみクリニック通所リハビリテーション	所沢市山口一八五〇―八	社会福祉法人桑の実会	短期入所生活介護	平成二十年十月一日
ケ ア ウ エ ル 狭 山 店	狭山市鶴ノ木一三―三七	ピップケアウエル安心株式会社	通所リハビリテーション	平成二十年十月一日
デ イ サ ー ビ ス ね の 手 本 舗	熊谷市上之二〇三二―二	株式会社ねこの手本舗	介護予防通所リハビリテーション	平成二十年十一月一日
居宅介護支援事業所絆	熊谷市新堀一―二一〇	株式会社七施	福祉用具貸与	平成二十年十一月一日
美 里 敬 愛 ホ ー ム	児玉郡美里町小茂田七四九	社会福祉法人美里会	特定介護予防福祉用具販売	平成二十年十一月二十五日
美 里 敬 愛 ホ ー ム	児玉郡美里町小茂田七四九	社会福祉法人美里会	特定介護予防福祉用具販売	平成二十年十一月二十五日
デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー だ ん だ ん	児玉郡上里町長浜一五七―一	株式会社こしの	居宅介護支援	平成二十年十月二十五日
			介護老人福祉施設	平成二十年十月一日
			短期入所生活介護	平成二十年十月一日
			介護予防短期入所生活介護	平成二十年十月一日
			通所介護	平成二十年十二月十日

ツクイ幸手	幸手市栄三―六	株式会社ツクイ	通所介護	平成二十年十二月一日
小規模多機能型居宅介護施設 グルーポホーム 楓	熊谷市新堀一―二〇 秩父市荒川上田野七七―一	株式会社七施 社会福祉法人秩父正峰会	介護予防通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年十一月二十五日 平成二十年十一月一日

埼玉県告示第七百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

もの)とされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十年十二月二十六日
埼玉県知事 上田清司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
アサヒサンクリーン株式会社ところざわ 訪問入浴	所在地	所沢市上安松九〇七―一	所沢市西住吉八―二一	訪問入浴介護 居宅介護支援
パナソニックエイジフリー介護チェーン狭山	名 称	松下電工エイジフリー介護チェーン狭山	パナソニックエイジフリー介護チェーン狭山	介護予防訪問入浴介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
デイサービスセンター もろちゃんち	所在地	熊谷市久保島二九四―二三	熊谷市大麻生五六三―二二	通所介護 介護予防通所介護
ケアマネジメントセンター ゆうらくの里 有限会社ヘルパーステーションちやお 毛呂山事業所	所在地	狭山市水野九八五―八 入間郡毛呂山町下川原六一―リバーハイム一〇一号	飯能市美杉台一―二二―一〇 入間郡毛呂山町南台五―三五―二二	居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援
みどりの里デイサービスセンター	所在地	深谷市上野台三〇四八―二 みどりの里深谷デイサービスセンター	熊谷市戸出一〇四七―五 みどりの里デイサービスセンター	通所介護 介護予防通所介護

埼玉県告示第七百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	休 止 年 月 日
所沢デイサービスセンター	所沢市東所沢二二八―一四	通所介護	平成二十年十一月一日

埼玉県告示第七百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
白岡町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 美 里 敬 愛 ホ ー ム	南埼玉郡白岡町小久喜二一七七―一 児玉郡美里町小茂田七四九	居宅介護支援 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年 三月三十一日 平成二十年 九月三十日 平成二十年 十月三十一日 平成二十年 六月一日
大 島 菌 科 医 院	大里郡寄居町寄居一三六四	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成二十年 十月三十一日
由 良 菌 科 医 院	日高市高萩二二三八	介護予防居宅療養管理指導	平成二十年 六月一日

グループホーム 楓	秩父市荒川上田野七七一	認知症対応型共同生活介護	平成二十年十一月 一日
ラビット 歯科	戸田市新曾二二九二一四	介護予防認知症対応型共同生活介護 居宅療養管理指導	平成二十年 十月三十一日
ピップトウキョウ株式会社ケアウエル狭山店	狭山市鶴ノ木一三三三七	介護予防居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成二十年 十月三十一日

埼玉県告示第七百六十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第三十

九号)第一条の規定により告示する。
平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名 指定障害区分 診療科名 医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日

中島理幾	視覚障害	眼科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十年十二月 一日
山下拓	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三一二	同

清水浩昭	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人財団明理会 鶴瀬病院	富士見市羽沢二一一一四	同
------	--	-------	----------------	-------------	---

そしゃく機能障害

田邊肇	肢体不自由	神経内科	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜四一四七	同
狩野友昭	肢体不自由	脳神経外科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五八一	同
直江康孝	肢体不自由	脳神経外科	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	同
酒巻治彦	肢体不自由	整形外科	酒巻クリニック	熊谷市原島五五五	同
高田研	肢体不自由	整形外科	医療法人向英会 高田整形外科病院	新座市野火止六一五二〇	同
小倉加恵子	肢体不自由	小児科	国立障害者リハビリテーションセンター	所沢市並木四一一	同
鈴木一隆	心臓機能障害	循環器科	医療法人社団大和会 慶和病院	越谷市千間台西二二二八	同
土尾泰弘	心臓機能障害	内科	土尾内科クリニック	児玉郡上里町大字金久保三八	同
村井則之	心臓機能障害	心臓血管外科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口五一一一五	同

横山博美	じん臓機能障害	内科	長瀨医新クリニック	秩父郡長瀨町大字岩田五八七	平成二十年十二月一日
鈴木一隆	じん臓機能障害	循環器科	医療法人社団大和会 慶和病院	越谷市千間台西二一〇一八	同
中野優	じん臓機能障害	泌尿器科	医療法人埼友会 埼友草加病院	草加市北谷一〇二一三七	同
池田克介	じん臓機能障害	外科	医療法人三和会 東鷲宮病院	北葛飾郡鷲宮町桜田三一九一三	同
朝戸裕子	呼吸器機能障害	呼吸器科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二一一	同
大谷すみれ	呼吸器機能障害	内科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二一一	同
栗本太嗣	呼吸器機能障害	呼吸器科	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室八八	同
池永誠	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六一〇〇	同
石井義之	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	越谷市立病院	越谷市東越谷一〇一四七一一	同
三國昇	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	みくに病院	春日部市中央一五六一八	同
窪田公一	ぼうこう又は直腸機能障害	整形外科	東松山市立市民病院	東松山市大字松山二三三九二	同
佐藤雅人	肢体不自由	整形外科	佐藤整形外科	春日部市大場一三八五一三	平成二十年十一月一日

埼玉県告示第七百六十二号

平成二十年十二月二十六日

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師から、次のとおり変更の届出があった。

埼玉県知事 上田清司

富岡啓明	肢体不自由	変更事項	変更	前	変	更	後	変更年月日
菅原壮一	じん臓機能障害	医療機関名	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	本庄市北堀八一〇	医療法人桂水会 岡病院			平成二十年八月一日
宇田川清司	呼吸器機能障害	医療機関名	埼玉医科大学病院	入間ハート病院	入間市小谷田一二五八一			平成二十年十一月四日
窪田研二	じん臓機能障害	医療機関名	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	埼玉県済生会川口総合病院	埼玉市西川口五一一一五			平成二十年十月一日
矢嶋裕徳	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	医療機関名	やじま耳鼻咽喉科	医療法人社団徳律会 やじま耳鼻咽喉科	川口市栄町一一二一一二〇六			平成二十年九月十九日
高梨日出雄	呼吸器機能障害	医療機関名	蓮田市根金一六六一一一	高梨医院	南埼玉郡白岡町西一一三一一二			平成十九年十月一日

根本泰寛	肢体不自由	医療機関名	医療法人根本外科	平成二十年	八月	一日
吉川由繪	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	所在地	富士見市鶴馬三四七七― 吉川耳鼻咽喉科医院 川口市西川口一―六一― 小野田ビル三階	平成二十年	四月	一日
浦上裕子	肢体不自由、 音声・言語機能障害	所在地	国立障害者リハビリセンター病院	平成二十年	十月	一日
沼山貴也	肢体不自由、平衡機能障害、 音声・言語機能障害	所在地	所沢市並木四―一 国立障害者リハビリセンター病院	同	同	同
岩谷力	肢体不自由	所在地	国立障害者リハビリセンター病院	同	同	同
江藤文夫	肢体不自由	所在地	所沢市並木四―一 国立障害者リハビリセンター病院	同	同	同
赤居正美	肢体不自由	所在地	所沢市並木四―一 国立障害者リハビリセンター病院	同	同	同
山崎裕功	肢体不自由	所在地	所沢市並木四―一 国立障害者リハビリセンター病院	同	同	同
飛松好子	肢体不自由	所在地	所沢市並木四―一 国立障害者リハビリセンター病院	同	同	同
田内光	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	所在地	国立障害者リハビリセンター病院 所沢市並木四―一 国立障害者リハビリセンター病院	同	同	同
仲泊聡	視覚障害	所在地	国立障害者リハビリセンター病院 所沢市並木四―一	同	同	同
深津玲子	肢体不自由、平衡機能障害、 音声・言語機能障害	所在地	国立障害者リハビリセンター病院 所沢市並木四―一	同	同	同
大熊雄祐	肢体不自由	所在地	国立障害者リハビリセンター病院 所沢市並木四―一	同	同	同
森俊子	肢体不自由	所在地	国立障害者リハビリセンター病院 所沢市並木四―一	同	同	同
石田みさ子	視覚障害	所在地	国立障害者リハビリセンター病院 所沢市並木四―一	同	同	同

小澤 竜三	肢体不自由、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	医療機関名 所在地	国立身体障害者リハビリセンター病院 所沢市並木四―一	国立障害者リハビリセンター病院 所沢市並木四―一	平成二十年 十月 一日
森 浩一	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	医療機関名 所在地	国立身体障害者リハビリセンター病院 所沢市並木四―一	国立障害者リハビリセンター病院 所沢市並木四―一	同

埼玉県告示第七百六十三号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第

三十九号)第一条の規定により告示する。
平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名 指定障害区分 医療機関の名称

平野 裕	ぼうこう又は直腸機能障害、 肢体不自由、小腸機能障害	医療機関の名称	春日部市粕壁二―二―三〇	春日部市粕壁二―二―三〇	平成二十年 十月 一日
------	-------------------------------	---------	--------------	--------------	-------------

高野 俊男	視覚障害	医療法人社団 たかの眼科	熊谷市宮町二―一	熊谷市宮町二―一	平成二十年 八月 七日
-------	------	--------------	----------	----------	-------------

谷澤 泰介	肢体不自由	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室八―八	北足立郡伊奈町小室八―八	平成二十年 九月 三十日
-------	-------	------------	--------------	--------------	--------------

文村 優一	肢体不自由、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八―一	上尾市西貝塚一四八―一	平成二十年 十月 三十一日
-------	---	--------------------	-------------	-------------	---------------

竹下 孝之	視覚障害	恩賜財団済生会 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口五―一―一五	川口市西川口五―一―一五	平成二十年 四月 七日
-------	------	----------------------	--------------	--------------	-------------

濱田 浩	肢体不自由	蓮田病院	蓮田市根金一六六二―一	蓮田市根金一六六二―一	平成二十年 十月 三十一日
------	-------	------	-------------	-------------	---------------

吉津 博	心臓機能障害	医療法人河井会 飯能クリニック	飯能市東町二―一九	飯能市東町二―一九	平成二十年 十二月 一日
------	--------	-----------------	-----------	-----------	--------------

野矢 久美子	呼吸器機能障害、免疫機能障害	医療法人永仁会 入間ハート病院	入間市大字小谷田二二五八―一	入間市大字小谷田二二五八―一	平成二十年 六月 十八日
--------	----------------	-----------------	----------------	----------------	--------------

沖坂 重邦	視覚機能障害	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	所沢市並木三―二	平成二十年 十二月 三日
-------	--------	-----------	----------	----------	--------------

山川 護	肢体不自由	山川整形外科	川口市幸町二―八―三八	川口市幸町二―八―三八	平成二十年 二月 十二日
------	-------	--------	-------------	-------------	--------------

細部 雅代	小腸機能障害	医療法人一心会 上尾甕生病院	上尾市大字地頭方字北谷四二―一	上尾市大字地頭方字北谷四二―一	平成二十年 十二月 一日
-------	--------	----------------	-----------------	-----------------	--------------

平出 星夫	ぼうこう又は直腸機能障害	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	所沢市並木三―二	平成二十年 十二月 五日
-------	--------------	-----------	----------	----------	--------------

神崎 真実	肢体不自由	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	所沢市並木三―二	平成二十年 十二月 四日
-------	-------	-----------	----------	----------	--------------

石原 和泰	肢体不自由	医療法人 豊岡整形外科病院	入間市豊岡一―八―三	入間市豊岡一―八―三	平成二十年 十一月 二十六日
-------	-------	---------------	------------	------------	----------------

小島 真行	肢体不自由	医療法人 豊岡整形外科病院	入間市豊岡一―八―三	入間市豊岡一―八―三	平成二十年 十一月 二十六日
-------	-------	---------------	------------	------------	----------------

坂下 桂之助 聴覚障害、平衡機能障害、
音声・言語機能障害、
坂下耳鼻咽喉科医院

そしゃく機能障害

川口 茂 じん臓機能障害 医療法人若葉会 若葉病院

磯部 英行 ぼうこう又は直腸機能障害 越谷市立病院

山口 雄三 聴覚障害、平衡機能障害、
音声・言語機能障害、
山口医院

そしゃく機能障害

梅津 茂雄 じん臓機能障害 梅津医院

増田 俊和 肢体不自由 ヘリオス会病院

越谷市赤山町一―五二 平成二十年十二月 五日

坂戸市戸宮六〇九 平成二十年十一月二十七日

越谷市東越谷一〇―四七―一 平成二十年 九月 三十日

ふじみ野市上福岡四―二―六 平成二十年 九月 三十日

川口市並木三―四―二六 平成二十年 八月二十三日

鴻巣市広田八二四―一 平成二十年 十月 一日

埼玉県告示第七百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。
平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーニチエー深谷店

深谷市大字上野台二千八百七十の一、二千八百七十の二、二千八百七十一、二千八百七十三の一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社井上ストア

群馬県高崎市大八木町五百十八の三

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十年三月三十一日

埼玉県告示第七百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届

出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク東所沢店

所沢市東所沢和田三丁目三十番一 ほか
大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者
株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島 功
大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年八月十二日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百八十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場一、四 位置 図面省略 収容台数 合計 八五台

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 六八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 一、二八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一、五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口四箇所、入口一箇所、出口二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十年十二月十一日

二 縦覧期間

平成二十年十二月二十六日から平成二十一年四月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十二月二十六日から平成二十一年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)株式会社ライフ複合店舗

深谷市上野台二千八百七十一ほか

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社 ライフ 代表取締役 中島 富夫

深谷市西大沼二百三十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

ウェルシア関東株式会社 代表取締役 鈴木 孝之

さいたま市南区東大宮四丁目四番七号

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 政男

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

N E C モバイリング株式会社 代表取締役 中川 勝博

神奈川県横浜市新横浜二の四の十八

大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年八月十三日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百三十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場一、二 位置 図面省略 収容台数 合計 六四台

駐車場の位置及び収容台数

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)せんげん台SC

越谷市千間台東二丁目七百七番地 他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 モール・エスシー開発 代表取締役社長 堀内 幸夫

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年八月十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千九百三十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 二二六台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場一〜四 位置 図面省略 収容台数 合計 四〇五台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設一、二 位置 図面省略 面積 合計 一七四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設一、二 位置 図面省略 容量 合計 一〇二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設一、二 位置 図面省略 合計 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 合計 一二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ウェルシア関東 午前十時から翌午前〇時

チヨダ 午前十時から午後九時

N E Cモバイリング 午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一 午前九時四十五分から翌午前〇時十五分

駐車場二 午前九時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 合計 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午前十時

ト 届出年月日

平成二十年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十年十二月二十六日から平成二十一年四月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十二月二十六日から平成二十一年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十年十二月二十六日から平成二十一年四月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十二月二十六日から平成二十一年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

埼玉県知事 上田清司

株式会社深谷上柴ショッピングセンター

深谷市上柴町西四丁目二番地十四、十五、十六

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

第一、第三、第四駐車場 位置 図面省略 収容台数 合計 一、二六八台

(変更後)

第一、第三駐車場 位置 図面省略 収容台数 合計 一、〇三六台

ハ 変更年月日

平成二十一年八月十七日

ニ 届出年月日

平成二十年十二月十六日

二 縦覧期間

平成二十年十二月二十六日から平成二十一年四月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十二月二十六日から平成二十一年四月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

一 意見の概要

埼玉県知事 上田清司

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鴻巣ショッピングプラザ

鴻巣市大字箕田字吉右エ門三千百十一の一 外

口 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

開店時刻・閉店時刻の変更について

・騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例の届出の変更が生じますので、鴻巣市役所環境リサイクル課へお問い合わせ下さい。

来客者用駐車場の利用時間帯の変更について

・来客者用駐車場の利用時間帯の変更につきましては、埼玉県生活環境保全条例第五十条により屋外作業場についての規制の対象となりますので、ご留意ください。

自動車駐車場(二十台以上駐車できるもの)

騒音 規制基準値(午後十時から翌日の午前六時) 六十デシベル

振動 規制基準値(午後七時から翌日の午前八時) 六十デシベル

・来客者駐車場の出入口が近隣小中学校、児童・生徒の通学路となっておりますので、下校時の安全確保について十分配慮願います。(平日午後)(場合によっては土日も)

二 縦覧期間

平成二十年十二月二十六日から平成二十一年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

埼玉県告示第七百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北武蔵用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 田島兵作 寄居町大字用土五九九六番地

同 中島正勝 同 同 三一七二番地

同 福島和夫 同 同 二七七五番地

同 清水義則 同 同 二一四三番地

同 福島隆 深谷市武蔵野七三九番地

同 福島捷介 寄居町大字桜沢一三六四番地

同 堀内道善 美里町同 甘粕一一一六番地

同 大野賀内 同 同 猪俣六二番地

監事 小和瀬守 寄居町同 用土二九五八番地

同 松村高 同 同 末野一〇三六番地

同 井上明久 美里町同 中里四八四番地

二 退任

職名 氏名 住所

理事 福島和夫 寄居町大字用土二七七五番地

同 矢那瀬照男 同 同 二七九四番地

同 小林昌一 同 同 二九七五番地

同 馬場久 深谷市武蔵野二一八番地

同 八木光雄 寄居町大字桜沢一〇六九番地

同 堀内道善 美里町同 甘粕一一一六番地

同 卜部好夫 同 同 猪俣二七三七番地

監事 清水武 寄居町同 用土二二一一番地

同 田島健司 同 同 末野一〇四八番地

同 島崎恒和 美里町同 中里四一三番地

埼玉県告示第七百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次

のとおりに届出があった。

平成二十年十二月二十六日

職名 氏名 住 所
理事 前島和夫 春日部市永沼二〇六六

埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第

十四号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第四項の規定により除却した工作物を保管したので、次のとおり公示する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県さいたま県土整備事務所長

新井 勲

一 種類

船舶

二 形状等

イ 形状

縦二・八〇メートル、横〇・九〇

メートル、高さ〇・八〇メートル

ロ 材質

繊維強化プラスチック(FRP)

ハ 色

白色

三 数量

一隻

四 放置されていた場所

埼玉県川口市東領家五丁目三十番地

先(一級河川荒川水系新芝川の順信橋

から領家橋までの埼玉県知事管理の河

川区域)

五 除却した日時及び保管を始めた日時

平成二十年十一月二十五日(火)午

前九時四十七分

六 保管の場所

埼玉県川口市東本郷二丁目十六番地

先(県道高速葛飾川口線高架下)

七 船舶を返還するために必要な事項

イ 引取期限

平成二十一年五月二十九日(金)

ロ 受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

平成二十年十二月一日(月)か

ら平成二十一年五月二十九日

(金)まで。ただし、日曜日、土

曜日、年末年始(平成二十年十二

月二十九日から同月三十一日まで

及び平成二十一年一月二日)及び

国民の祝日に関する法律(昭和二

十三年法律第七十八号)に規定

する休日を除く。

(2) 受付時間

午前九時から正午まで及び午後

一時から四時まで

ハ 受付場所及び問い合わせ先

埼玉県さいたま市南区沼影二丁目

四番七号 埼玉県さいたま県土整備

事務所河川環境対策担当 電話〇四

八―八六一―二四九五

二 必要書類等

(1) 受付時

船舶の所有権を証する書類及び

所有者の運転免許証、健康保険証

その他本人であることを確認でき

る書類(代理人である場合は、船

舶の所有権を証する書類並びに代

理人に係る運転免許証、健康保険

証その他本人であることを確認で

きる書類及び委任状)

(2) 返還時

所有者の実印及び印鑑登録証明

書(代理人である場合は、代理人

に係る実印及び印鑑登録証明書並

びに委任状)

二 形状等

イ 形状

縦十・〇〇メートル、横二・六五

メートル、高さ一・七五メートル

ロ 材質

繊維強化プラスチック(FRP)

ハ 色

白色

三 数量

一隻

四 放置されていた場所

埼玉県川口市領家三丁目三十番地先

(一級河川荒川水系新芝川の領家橋か

ら山王橋までの埼玉県知事管理の河川

区域)

五 除却した日時及び保管を始めた日時

平成二十年十一月二十六日(水)午

後〇時四十二分

六 保管の場所

埼玉県川口市東本郷二丁目十六番地

先(県道高速葛飾川口線高架下)

七 船舶を返還するために必要な事項

イ 引取期限

平成二十一年五月二十九日(金)

ロ 受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

平成二十年十二月一日(月)か

ら平成二十一年五月二十九日

(金)まで。ただし、日曜日、土

曜日、年末年始(平成二十年十二

月二十九日から同月三十一日まで

及び平成二十一年一月二日)及び

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(2) 受付時間

午前九時から正午まで及び午後一時から四時まで

ハ 受付場所及び問い合わせ先

埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番七号 埼玉県さいたま県土整備事務所河川環境対策担当 電話〇四八―八六一―二四九五

ニ 必要書類等

(1) 受付時

船舶の所有権を証する書類及び所有者の運転免許証、健康保険証その他本人であることを確認できる書類(代理人である場合は、船舶の所有権を証する書類並びに代理人に係る運転免許証、健康保険証その他本人であることを確認できる書類及び委任状)

(2) 返還時

所有者の実印及び印鑑登録証明書(代理人である場合は、代理人に係る実印及び印鑑登録証明書並びに委任状)

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十六号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第四項の規定により除却

した工作物を保管したので、次のとおり公示する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県さいたま県土整備事務所長

新井 勲

一 種類

船舶

二 形状等

イ 形状

縦二・二五メートル、横一・二五

メートル、高さ〇・四〇メートル

ロ 材質

プラスチック

ハ 色

白色

三 数量

一隻

四 放置されていた場所

埼玉県川口市領家三丁目三十番地先(一級河川荒川水系新芝川の領家橋から山王橋までの埼玉県知事管理の河川区域)

五 除却した日時及び保管を始めた日時

平成二十年十一月二十五日(火)午前

前十時五十五分

六 保管の場所

埼玉県川口市東本郷二丁目十六番地先(県道高速葛飾川口線高架下)

七 船舶を返還するために必要な事項

イ 引取期限

平成二十一年五月二十九日(金)

ロ 受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

平成二十年十二月一日(月)から平成二十一年五月二十九日(金)まで。ただし、日曜日、土曜日、年末年始(平成二十年十二月二十九日から同月三十一日まで及び平成二十一年一月二日)及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(2) 受付時間

午前九時から正午まで及び午後一時から四時まで

ハ 受付場所及び問い合わせ先

埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番七号 埼玉県さいたま県土整備事務所河川環境対策担当 電話〇四八―八六一―二四九五

ニ 必要書類等

(1) 受付時

船舶の所有権を証する書類及び所有者の運転免許証、健康保険証その他本人であることを確認できる書類(代理人である場合は、船舶の所有権を証する書類並びに代理人に係る運転免許証、健康保険証その他本人であることを確認できる書類及び委任状)

(2) 返還時

所有者の実印及び印鑑登録証明書(代理人である場合は、代理人に係る実印及び印鑑登録証明書並びに

委任状)

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十七号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第四項の規定により除却した工作物を保管したので、次のとおり公示する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県さいたま県土整備事務所長

新井 勲

一 種類

船舶

二 形状等

イ 形状

縦五・一〇メートル、横〇・八七

メートル、高さ〇・三二メートル

ロ 材質

アルミニウム

ハ 色

灰色

三 数量

一隻

四 放置されていた場所

埼玉県川口市領家三丁目三十番地先(一級河川荒川水系新芝川の領家橋から山王橋までの埼玉県知事管理の河川区域)

五 除却した日時及び保管を始めた日時

平成二十年十一月二十五日(火)午前前十時五十五分

六 保管の場所

埼玉県川口市東本郷二丁目十六番地先(県道高速葛飾川口線高架下)

七 船舶を返還するために必要な事項

イ 引取期限
平成二十一年五月二十九日(金)

ロ 受付期間及び受付時間

(1) 受付期間
平成二十年十二月一日(月)から平成二十一年五月二十九日(金)まで。ただし、日曜日、土曜日、年末年始(平成二十年十二月二十九日から同月三十一日まで)及び平成二十一年一月二日)及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(2) 受付時間
午前九時から正午まで及び午後一時から四時まで

ハ 受付場所及び問い合わせ先

埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番七号 埼玉県さいたま県土整備事務所河川環境対策担当 電話〇四八―八六一―二四九五

ニ 必要書類等

(1) 受付時
船舶の所有権を証する書類及び所有者の運転免許証、健康保険証その他本人であることを確認できる書類(代理人である場合は、船舶の所有権を証する書類並びに代

理人に係る運転免許証、健康保険証その他本人であることを確認できる書類及び委任状)

(2) 返還時

所有者の実印及び印鑑登録証明書(代理人である場合は、代理人に係る実印及び印鑑登録証明書並びに委任状)

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十八号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第四項の規定により除却した工作物を保管したので、次のとおり公示する。

平成二十年十二月二十六日
埼玉県さいたま県土整備事務所長

新井 勲

一 種類

船舶

二 形状等

イ 形状

縦三・七〇メートル、横一・四四

メートル、高さ一・四〇メートル

ロ 材質

繊維強化プラスチック(FRP)

ハ 色

赤色

三 数量

一隻

四 放置されていた場所

埼玉県川口市領家三丁目三十番地先

(一級河川荒川水系新芝川の領家橋から山王橋までの埼玉県知事管理の河川区域)

五 除却した日時及び保管を始めた日時
平成二十年十一月二十五日(火)午前十時五十九分

六 保管の場所
埼玉県川口市東本郷二丁目十六番地先(県道高速葛飾川口線高架下)

七 船舶を返還するために必要な事項

イ 引取期限
平成二十一年五月二十九日(金)

ロ 受付期間及び受付時間
(1) 受付期間
平成二十年十二月一日(月)から平成二十一年五月二十九日(金)まで。ただし、日曜日、土曜日、年末年始(平成二十年十二月二十九日から同月三十一日まで)及び平成二十一年一月二日)及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

平成二十年十二月二十六日
埼玉県さいたま県土整備事務所長

新井 勲

一 種類

船舶

二 形状等

イ 形状

縦五・八五メートル、横二・三〇

メートル、高さ一・一〇メートル

ロ 材質

繊維強化プラスチック(FRP)

ハ 色

赤色

三 数量

一隻

四 放置されていた場所

ニ 必要書類等

(1) 受付時

船舶の所有権を証する書類及び所有者の運転免許証、健康保険証その他本人であることを確認できる書類(代理人である場合は、船舶の所有権を証する書類並びに代理人に係る運転免許証、健康保険証その他本人であることを確認できる書類及び委任状)

(2) 返還時

所有者の実印及び印鑑登録証明書(代理人である場合は、代理人に係る実印及び印鑑登録証明書並びに委任状)



埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十九号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第四項の規定により除却した工作物を保管したので、次のとおり公示する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県さいたま県土整備事務所長

新井 勲

一 種類

船舶

二 形状等

イ 形状

縦五・八五メートル、横二・三〇

メートル、高さ一・一〇メートル

- ロ 材質
繊維強化プラスチック（FRP）
- ハ 色
白色
- 三 数量
一 隻
- 四 放置されていた場所
埼玉県川口市領家三丁目二十四番地先（一級河川荒川水系新芝川の南平大橋下流三百四十九メートルから山王橋下流までの埼玉県知事管理の河川区域）
- 五 除却した日時及び保管を始めた日時
平成九年九月十八日（木）午前八時
- 五十八分
- 六 保管の場所
埼玉県川口市東本郷二丁目十六番地先（県道高速葛飾川口線高架下）
- 七 船舶を返還するために必要な事項
イ 引取期限
平成二十一年五月二十九日（金）
- ロ 受付期間及び受付時間
(1) 受付期間
平成二十年十二月一日（月）から平成二十一年五月二十九日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日、年末年始（平成二十年十二月二十九日から同月三十一日まで及び平成二十一年一月二日）及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。
- (2) 受付時間
午前九時から正午まで及び午後一時から四時まで
- ハ 受付場所及び問い合わせ先
埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番七号 埼玉県さいたま県土整備事務所河川環境対策担当 電話〇四八―八六一―二四九五
- ニ 必要書類等
(1) 受付時
船舶の所有権を証する書類及び所有者の運転免許証、健康保険証その他本人であることを確認できる書類（代理人である場合は、船舶の所有権を証する書類並びに代理人に係る運転免許証、健康保険証その他本人であることを確認できる書類及び委任状）
- (2) 返還時
所有者の実印及び印鑑登録証明書（代理人である場合は、代理人に係る実印及び印鑑登録証明書並びに委任状）

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十年十二月二十六日
- 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 今泉東松山線
 - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	比企郡吉見町大字中新井字天神前六七五番一地先から同郡同町大字御所字稲荷前一四六番一地先まで		十〇・五七 二二六・一三	五八・〇〇	交差点整備工事
旧			十〇・五七 一一二・八〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小八林久保田下青鳥線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
			敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)			
			比企郡吉見町大字中新井字天神前六七五番一地先から同郡同町大字中新井字天神前六七八番一地先まで	比企郡吉見町大字中新井字天神前六七五番一地先から同郡同町大字中新井字天神前六七八番一地先まで	十〇・五七 一八・三五	六二・〇〇	交差点整備工事
					十〇・五七 一九・六三		

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十三条第二項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

一 建築協定認可申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

- 埼玉県本庄市西富田七六二番地一 ケイアイスター不動産株式会社
代表取締役 塙圭二
- 二 建築協定区域
本庄市前原二丁目一八五七番一、一八五七番一四、一八五七番一五、一八五七番一六、一八五七番一七

認 定 番 号	認 定 年 月 日	対 象 区 域	公 告 に 係 る 対 象 区 域 等 を 縦 覧 に 供 す る 場 所
第一号	平成二十年十一月十六日	本庄市前原二丁目一八五七番一、一八五七番一四、一八五七番一五、一八五七番一六、一八五七番一七	本庄市役所

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第八十号)第二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号
平成二十年十二月十八日
指令行整第二〇〇〇二七一号

南 沢 郁 一 郎

二 検査済証番号
平成二十年十二月十八日第二十九号

北 崎 玉 郡 騎 西 町 大 字 内 田 ヶ 谷 字 皮 屋

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字内田ヶ谷字皮屋

西一三七番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北埼玉郡騎西町大字内田ヶ谷一三七番地六 坂本 義和

埼玉県病院事業告示第三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
平成二十年十二月二十六日
埼玉県病院事業管理者
伊能 睿

1 購入等件名及び数量
小児医療センター 全身用コンピュータ断層装置(X線CT装置) 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター 事務局
埼玉県さいたま市岩槻区馬

業務部 埼玉県さいたま市岩槻区馬

込2100番地

3 契約者を決定した日
平成20年12月10日

4 契約者の氏名及び住所
株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町3番27号

5 契約金額
99,225,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

埼玉県教委告示第四十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。
平成二十年十二月二十六日
埼玉県教育委員会委員長
高橋 史朗

7 入札の公告又は公示を行った日
平成20年10月31日



平成二十一年一月八日 午前十時

二 場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一
号
埼玉県教育局教育委員会室

三 議題
イ 生きる力と絆の埼玉教育プランについて
ロ その他

埼玉県選管告示第六十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。
平成二十年十二月二十六日
埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人欣彰会 ケアハウスみたがい	さいたま市見沼区大字片柳二二九八番地

埼玉県選管告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。
(平成20年11月1日~11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部				
自由民主党和光支部	斎藤 和康	高田 和扶	和光市本町二一一七	平成二十年十二月二十六日

平成二十年十二月二十六日
埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(二) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小川ただし後援会	栗原 立人	栗原 司次	坂戸市中小坂五〇九	平成二十年十一月二十七日
鶴ヶ島市山口泰明後援会	高篠 憲光	殿塚 宏司	鶴ヶ島市中新田二〇八	平成二十年十一月十四日
中嶋敬子後援会「葦の会」	中嶋 敬子	片山美知子	児玉郡美里町小茂田三四六一一三	平成二十年十一月十日
平沼ひろし後援会	平沼 誠八	清水 茂雄	飯能市南川一九三六	平成二十年十一月十二日
細田てるふみ後援団体連絡会	大河内 銜	亀田 仁	川越市今成二―二九―二	平成二十年十一月二十五日
宮岡さちえ後援会	市 万里子	宮岡廣太朗	入間市仏子三七六一一	平成二十年十一月二十六日
やこ朋弘応援団	八子 朋弘	八子 尚美	富士見市西みずほ台三一九	平成二十年十一月十七日
山下ひでよ後援会	山下 英世	山下みどり	みずほ台団地九―一―一〇四 戸田市笹目八―一―一〇	平成二十年十一月 六日

埼玉県選管告示第百六十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があった。
(平成20年11月1日〜11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十年十二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党大利根支部	代表者	石井 敏夫	秋山 清	平成二十年十一月 六日
自由民主党埼玉第一選挙区支部	主たる事務所の所在地	北埼玉郡大利根町北大桑六二―一四	北埼玉郡大利根町北大桑四三九	同
自由民主党埼玉第一選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月 十九日
自由民主党名栗支部	公職の種類	衆議院議員	政治団体	同
自由民主党名栗支部	代表者	小峰 得二	石井 岱三	平成二十年十一月 十七日
自由民主党名栗支部	会計責任者	浅見 幸一	田地 幸助	同
自由民主党名栗支部	主たる事務所の所在地	飯能市上名栗一八〇六	飯能市下名栗四九九	同
民主党埼玉県第九区総支部	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十一月 十三日
民主党埼玉県第九区総支部	公職の種類	衆議院議員	政治団体	同

民主党埼玉県第3区総支部

国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成二十年十一月二十五日

民主党埼玉県第6区総支部

国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成二十年十一月十八日

(二)その他の政治団体

公職の種類

衆議院議員

政治団体

同 右

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

大島敦後援会

国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成二十年十一月十八日

大島 敦

衆議院議員

同 右

渡辺 宗次郎

南木 茂

同 右

島崎 庄司

杉山 正淳

同 右

所沢市上新井一二三七

所沢市日吉町八一〇 モトビル三F

平成二十年十一月十一日

長谷川 正己

弓削田 光一

平成二十年十一月五日

山崎 俊樹

山根 隆治

平成二十年十一月二十五日

山田 敏夫

石黒 堯

平成二十年十一月十三日

弓田 勝俊

小山 好一

平成二十年十一月二十八日

入間郡毛呂山町川角一三四―一五

入間郡毛呂山町大谷木一二二五―三

同 右

吉沢 信栄

鳥海 好敏

平成二十年十一月六日

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成二十年十一月二十五日

小島敏男大利根後援会

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

政治経済フォーラム21

国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体の区分

主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

代表者

会計責任者

会計責任者

会計責任者

公職の候補者の氏名

公職の候補者の氏名

公職の候補者の氏名

公職の種類

公職の種類

公職の種類

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

八木 繁

滝島 一郎

平成二十年十一月十七日

長瀬 三岐雄

近藤 晃

平成二十年十一月十二日

八木 繁

滝島 一郎

平成二十年十一月十七日

峰 友 会 会計責任者 平成二十年十一月 十七日
 細川政治経済環境研究会 国会議員関係政治団体の区分 平成二十年十一月二十五日

八木 繁 滝島 一郎
 法第十九条の七第一項第一号に 国会議員関係政治団体以外の
 係る国会議員関係政治団体かつ 政治団体
 法第十九条の七第一項第二号に
 係る国会議員関係政治団体

丸木 清浩 後援会 公職の候補者の氏名 同 右
 公職の種類 細川 律夫 同 右
 代表者 衆議院議員 小沢 信義 坂口 健一 平成二十年十一月二十八日

埼玉県選管告示第百六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、
 別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した
 旨の届出があった。
 なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が
 あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表す
 る。
 平成二十年十二月二十六日 埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記一(平成20年11月1日)11月30日受理分。記載順序は五十音順。
 別記二(平成20年11月1日)11月30日受理分。記載順序は五十音順。
 その他の政治団体

政治団体名称	解散年月日	届出年月日
金子善次郎君を育てる会	平成二十年十月三十一日	平成二十年十一月五日
善 政 会	平成二十年十一月十五日	平成二十年十一月十九日
浜田福司後援会(福の会)	平成二十年十一月二十六日	平成二十年十一月二十六日
ふるさと白岡・町民連合会	平成二十年十一月二十六日	平成二十年十一月二十六日
吉 田 太 後 援 会	平成二十年十一月九日	平成二十年十一月十日

(一) 政党の支部

政治団体名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党 和光支部	平成二十年十一月二十六日	平成二十年十一月二十六日

(二) その他の政治団体

政治団体名称	解散年月日	届出年月日
小川 いただし後援会	平成二十年三月三十一日	平成二十年十一月二十日
中島けいこ後援会「葦の会」	平成二十年十一月五日	平成二十年十一月十日

長谷部よしあき後援会
宮岡幸江後援会
よこ朋弘きこき使う会

平成二十年十一月二十五日
平成二十年十一月二十六日
平成二十年十一月十七日

平成二十年十一月二十五日
平成二十年十一月二十六日
平成二十年十一月十七日

別記三

政治団体の名称 **金子善次郎君を育てる会**

報告年月日 平成20年11月5日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **善政会**

報告年月日 平成20年11月19日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **浜田福司後援会(福の会)**

報告年月日 平成20年11月26日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **ふるさと白岡・町民連合**

報告年月日 平成20年11月26日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) その他の経費

合計

政治団体の名称 **吉田大後援会**

報告年月日 平成20年11月10日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

10万円未満の収入

合計

(2) 支出の内訳

32,985円
32,985円
0円
32,985円

ア 経 常 経 費
イ 事 務 所 費
合 計

15,228円
15,228円

政治団体の名称 **自由民主党和光支部**
報告年月日 平成20年11月26日
(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

913,274円

ア 前年繰越額

202,224円

イ 本年収入額

711,050円

(2) 支出総額

266,200円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

156,000円

イ 寄 附

(84人)

イ 寄 附

(イ) 寄 附

a 個人からの寄附

55,000円

ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

500,000円

(イ) 自由民主党埼玉県第四選挙区支部

エ その他の収入

50円

10万円未満の収入

合 計 711,050円

【寄附の内訳】

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

(金額)

(住所)

その他の寄附 55,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

266,200円

(イ) 組織活動費

266,200円

合 計 266,200円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

1,841,727円

ア 前年繰越額

647,074円

イ 本年収入額

1,194,653円

(2) 支出総額

1,230,993円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

151,200円

イ 寄 附

(84人)

(イ) 寄 附

a 個人からの寄附

252,000円

ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

300,000円

(イ) 自由民主党埼玉県第四選挙区支部

エ その他の収入

491,453円

10万円未満の収入

合 計 1,194,653円

【寄附の内訳】

ア 個人からの寄附

(金額)

(住所)

その他の寄附 252,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

1,230,993円

(イ) 組織活動費

1,230,993円

合 計 (平成20年分)

1 収入・支出の総額

1,242,302円

(1) 収入総額

610,734円

ア 前年繰越額

631,568円

イ 本年収入額

853,617円

(2) 支出総額

853,617円

1 収入・支出の内訳

(1) 収入総額

610,734円

ア 前年繰越額

631,568円

イ 本年収入額

853,617円

(2) 支出総額

853,617円

2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
ア 個人の負担する党費又は会費	121,200円			
イ その他の収入	(84人)			
10万円未満の収入	510,368円			
合計	631,568円			
(2) 支出の内訳				
ア 政治活動費				
イ 組織活動費	853,617円			
合計	853,617円			
政治団体の名称 小川ただし後援会				
報告年月日 平成20年11月21日				
(平成18年分)				
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額	149,800円			
ア 前年繰越額	0円			
イ 本年収入額	149,800円			
(2) 支出総額	149,800円			
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
ア 寄附				
イ 寄附				
ア 個人からの寄附	149,800円			
合計	149,800円			
〔寄附の内訳〕				
ア 個人からの寄附	(金額)	(住所)		
小川直志	149,800円	坂戸市		
(2) 支出の内訳				
ア 政治活動費				
イ 機関紙誌の発行その他の事業費	217,350円			
ア 機関紙誌の発行事業費	84,000円			
イ 宣伝事業費	133,350円			
合計	217,350円			
(平成20年分)				
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額	295,950円			
ア 前年繰越額	0円			
イ 本年収入額	295,950円			
(2) 支出総額	295,950円			
2 収入・支出の内訳				

(1) 収入の内訳				
ア 寄附	附			
(イ) 寄附	個人からの寄附			
a	個人からの寄附	295,950円		
合計		295,950円		
〔寄附の内訳〕				
ア 個人からの寄附				
	(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
	小川直志	295,950円	坂戸市	
(2) 支出の内訳				
ア 政治活動費				
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		295,950円		
a	宣伝事業費	295,950円		
合計		295,950円		
政治団体の名称 中島けいこ後援会「葦の会」				
報告年月日 平成20年11月10日				
(平成18年分)				
1 収入・支出の総額		205,000円		
(1) 収入総額		205,000円		
ア 前年繰越額		0円		
イ 本年収入額		205,000円		
(2) 支出総額		151,263円		
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳		25,000円		
ア 個人の負担する党費又は会費		(25人)		
イ 寄附	附			
(イ) 寄附	個人からの寄附	180,000円		
a	個人からの寄附	205,000円		
合計		205,000円		
〔寄附の内訳〕				
ア 個人からの寄附				
	(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
	中嶋好治	180,000円	児玉郡美里町	
(2) 支出の内訳				
ア 経常経費				
(イ) 備品・消耗品費		15,263円		
イ 政治活動費				
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		136,000円		
a	宣伝事業費	136,000円		
合計		151,263円		
(平成19年分)				
1 収入・支出の総額		78,737円		
(1) 収入総額		53,737円		
ア 前年繰越額		25,000円		
イ 本年収入額		28,737円		
(2) 支出総額		51,036円		
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳		25,000円		
ア 個人の負担する党費又は会費		(25人)		
イ 寄附		25,000円		
(イ) 寄附	個人からの寄附	27,701円		
a	個人からの寄附	27,701円		
合計		27,701円		
〔寄附の内訳〕				

(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
政治団体の名称	長谷部よしあき後援会	政治団体の名称	宮岡幸江後援会
報告年月日	平成20年11月25日	報告年月日	平成20年11月26日
(平成15年分)		(平成19年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,740円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	3,740円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	3,740円	(2) 支出総額	0円
2 収入・支出の内訳		1 収入・支出の総額	
(1) 支出の内訳		(1) 収入総額	
ア 政治活動費		イ 前年繰越額	0円
イ 組織活動費	3,740円	イ 本年収入額	0円
合計	3,740円	(2) 支出総額	0円
(平成16年分)		(平成20年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	236,703円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	236,703円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成17年分)		(平成19年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	236,703円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	236,703円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成18年分)		(平成20年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	236,703円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	236,703円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円

イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	0円
(2) 支出総額	0円	イ 本年収入額	0円
		(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 やこ朋弘をこき使う会

資金管理団体の届出をした者の氏名 八子朋弘
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 富士見市議会議員
 報告年月日 平成20年11月17日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

イ 前年繰越額	0円	1 収入・支出の総額	0円
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	0円
イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	0円
(2) 支出総額	0円	イ 本年収入額	0円
		(2) 支出総額	0円

埼玉県選管告示第百六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成20年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
八子朋弘	富士見市議会議員	やこ朋弘応援団	富士見市西みずほ台三一九 みずほ台団地九―一―一〇四	平成二十年十二月十七日

埼玉県選管告示第百六十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成20年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)
その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	届出年月日
小野塚 勝 俊	衆議院小選挙区	自勝会	主たる事務所の所在地	所沢市上新井一二三七	平成二十年十一月十一日
選出議員				旧 所沢市日吉町八一〇	平成二十年十一月十一日
				モトビル三F	

埼玉県選管告示第百六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成20年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
八子 朋 弘	富士見市議会議員	やこ朋弘をこき使う会	平成二十年十一月十七日	平成二十年十一月十七日
吉田 太	さいたま市議会議員	危機管理研究会	平成二十年十一月十日	平成二十年十一月十日

埼玉県選管告示第百六十九号

政治資金規正法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治資金規正法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示

政治資金規正法に基づく報告書等閲覧規程(昭和二十四年埼玉県選管告示第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程

第一条に見出しとして「閲覧の請求」を付し、同条中「第百九十四号」の下に「以下「法」という。」を加え、「又は書面」を「書面又は政治資金監査報告書」に、「報告書等」を「収支報告書等」に改める。

第二条に見出しとして「閲覧の方法」を付し、同条中「報告書等」を「収支報告書等」に改める。

平成二十年十二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

第二条の次に次の二条を加える。

(写しの交付の請求)

第三条 法第二十条の二第二項の規定により、委員会の受理した収支報告書等の写しの交付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「交付請求書」という。)を委員会に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告書等に係る収入及び支出がされた年

三 写しの送付の方法による収支報告書等の写しの交付を求める場合にあっては、その旨

2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない

い。
(写しの交付の方法)

第四条 委員会は、法第二十条の二第二項の規定による請求を受けたときは、当該請求があつた日から起算して十五日以内に、当該請求に係る収支報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 法第二十条の二第二項の規定による請求に係る収支報告書等が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して六十日以内にそのすべてについて第一項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る収支報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第一項の規定による交付をし、残りの収支報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項を適用する旨及びその理由
 - 二 残りの収支報告書等について第一項の規定による交付をする期限
- 附 則

この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 ○四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六―二二九〇(代表)